

全日遊連発第 40 号
平成 28 年 5 月 11 日

各都府県方面遊協（連）
理 事 長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理 事 長 阿 部 恭 久



「いわゆるゴト行為等への迅速な対策を講じるためのガイドライン」の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のガイドラインにつきましては、有効期間が締結の日から 1 年間となっており、セキュリティー対策委員会において毎年見直しを行っております。

この度、本ガイドラインの見直し並びに関連団体及び製造業者による変更箇所
の同意手続きが完了しましたことから、変更後のガイドラインを送付しますので、
ご査収くださいますよう宜しくお願いいたします。

（本ガイドラインは枚数が多いので、別途電子メールにて送付いたします。）

【送付資料】「いわゆるゴト行為等への迅速な対策を講じるためのガイドライン」

※変更箇所は以下のとおりです。

- ・ 4 ページ目「8 ガイドラインの効力等」の（1）「締結の日」のカッコ書き
の日付を変更（平成 27 年 5 月 1 日→平成 28 年 5 月 1 日）
- ・ 5 ページ目の「製造業者」の変更
（「株式会社ネイチャー・アセスメント」を削除）

以上

担当 業務部業務第二課 中村・兼坂